

保健福祉課 国民健康保険係(131~133)

国保へ加入・やめるときは必ず届け出を！

国保(国民健康保険)に加入するとき、やめるときなどには14日以内に国保の窓口へ届け出が必要です。**健康保険は自動で切り替わるものではなく、その都度、届け出が必要なものです。**お忘れにならないようご注意ください。

国保に加入するとき		国保をやめるとき	
	届け出に必要なもの		届け出に必要なもの
他の市町村からの転入★	・他の市町村の転出証明書	他の市町村への転出★	・資格確認書または資格情報のお知らせ※
職場の健康保険をやめたとき	・離職票 または資格喪失通知書	職場の健康保険に加入したとき	・職場の保険の資格確認書 資格情報のお知らせ※ 資格取得通知書のいずれか
家族の健康保険の扶養から外れたとき	・資格喪失通知書	家族の健康保険の扶養に入ったとき	・国保資格確認書または資格情報のお知らせ※
子どもが産まれたとき★	・母子手帳	国保被保険者が亡くなったとき★	・死亡を証明するもの ・国保資格確認書または資格情報のお知らせ※
生活保護が廃止されたとき	・生活保護廃止決定通知書	生活保護が開始されたとき	・生活保護開始決定通知書 ・国保資格確認書または資格情報のお知らせ※

その他に届け出が必要なとき

	届け出に必要なもの
同じ町内で住所が変わったとき★	
世帯主や氏名が変わったとき★	・資格確認書または資格情報のお知らせ※
世帯を分けた、または一緒になったとき★	
修学のため、別に住所を定めるとき★●	・在学証明書 ・資格確認書または資格情報のお知らせ※

注意 【すべての手続きに必要なもの】
・マイナンバーカード

- ★印が付いたものについては、町民課への届け出が完了してから国民健康保険係へお越しください。
- 修学のため転出する場合は、国保にその旨を届け出ないと「マイナ保険証」または「資格確認書」が使えなくなります。修学を終えたときも、忘れずに届け出てください。
- ※「資格情報のお知らせ」とは、マイナ保険証を登録された人に交付される資格証明書類(A4用紙)です。

保健福祉課 障害福祉係(141)

令和8年度の特別障害者手当等の手当額改定のお知らせ

令和8年4月から特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の手当額が改定されます。

	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当
令和7年度(令和8年3月分まで)	29,590円	16,100円	16,100円
令和8年度(令和8年4月分から)	30,450円	16,560円	16,560円